

食品関連施設及び旅館業の

営業を始められる方へ

～消防署からのお願い～



- 営業を始められる方は、その施設が消防法令に適合しているか、確認する必要がありますので、最寄りの消防署にご相談ください。
- 消防署から伺う内容は、営業される施設の規模・構造・用途などです。これらを確認できる関係資料(平面図など)が必要です。
- 営業される施設の状況を確認後、消防用設備等の設置、防火管理業務、各種届出など、消防法令上必要な事項をご説明します。
- 消防法令を遵守されないまま、営業を始められると行政処分の対象となる場合があります。



【 連絡先・電話番号 】

| | | |
|---------|----------------|--------------|
| 隠岐の島町の方 | 隠岐広域連合消防本部 予防課 | 08512-2-2307 |
| 西ノ島町の方 | 隠岐島消防署 島前分署 | 08514-6-1119 |
| 海士町の方 | 隠岐島消防署 海士出張所 | 08514-2-1119 |
| 知夫村の方 | 隠岐島消防署 知夫出張所 | 08514-8-2119 |